

令和7年会津美里町議会定例会 1 月会議

議事日程 第1号

令和7年1月15日（水）午前10時00分開会

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 発議第1号 会津美里町議会ハラスメント防止条例
- 第4 議案の上程及び提案理由の説明
- 第5 議案第1号 会津美里町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第2号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第11号）
- 第7 議案第3号 令和6年度会津美里町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第8 議案第4号 令和6年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第9 会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1 番	櫻 井 幹 夫 君	9 番	洪 井 清 隆 君
2 番	小 柴 葉 月 君	10 番	堤 信 也 君
3 番	荒 川 佳 一 君	11 番	鈴 木 繁 明 君
4 番	山 内 豪 君	12 番	横 山 知 世 志 君
5 番	長 嶺 一 也 君	13 番	横 山 義 博 君
6 番	村 松 尚 君	14 番	根 本 剛 君
7 番	小 島 裕 子 君	15 番	根 本 謙 一 君
8 番	星 次 君	16 番	大 竹 惣 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	杉 山 純 一 君
副 町 長	佐 々 木 吉 一 君
総 務 課 長	平 山 正 孝 君
政策財政課長	渡 部 雄 二 君
政策財政課参事	金 子 吉 弘 君
会計管理者	児 島 隆 昌 君
兼 出 納 室 長	猪 俣 利 幸 君
町民税務課長	渡 部 朋 宏 君
健康ふくし課長	渡 福 田 富 美 代 君
健康ふくし課幹主	鵜 川 晃 君
産業振興課長	加 藤 定 行 君
建設水道課長	歌 川 哲 由 君
教 育 長	大 竹 淳 志 君
こども教育課長	小 林 隆 浩 君
生涯学習課長	小 島 隆 一 君
代表監査委員	

○事務局職員出席者

事 務 局 長	川 田 佑 子 君
---------	-----------

事務局長 関本 達 君
事務総局 次係

開 会 （午前10時00分）

○開会の宣告

○議長（大竹 惣君） ただいまから令和7年会津美里町議会定例会を開会します。

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから令和7年会津美里町議会定例会1月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（大竹 惣君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。
説明員の報告はお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（大竹 惣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、
12番 横 山 知世志 君
13番 横 山 義 博 君
の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（大竹 惣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。定例会の会期は、本日から10月までの通年としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から10月までの通年と決定いたしました。

○発議第1号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第3、発議第1号 会津美里町議会ハラスメント防止条例を議題といたします。
本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。
15番、根本謙一君。

〔15番（根本謙一君）登壇〕

○15番（根本謙一君） おはようございます。それでは、発議第1号 会津美里町議会ハラスメント防止条例の趣旨説明を申し上げます。

この条例は、ハラスメントが人権侵害であることを明記し、会津美里町議会としてのハラスメントに対する基本的な考え方を示しております。つまり議員は町民の負託を受けた代表者であることから、町政に関わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨を体するとともに、住民全体の奉仕者として福祉の向上に努めなければなりません。ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、住民福祉及び議会活動に支障を来し、議会の基本的信用及び信頼を失うことにつながる人権侵害であります。会津美里町議会は、議員及び議会としての役割を十分発揮するため、互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることを通してハラスメントの防止に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、新たに条例を制定するものです。

第1条において、目的を町職員と町議会議員が個人としての尊厳を尊重された良好な職務関係を確立するため、議員によるハラスメントを根絶し、及び未然に防止することとしており、第2条においてはハラスメントの定義を、第3条では議長の責務、第4条では議員の責務を規定しております。また、第5条においては調査及び研修をすること、第6条ではハラスメント相談窓口の設置を、第7条では事実関係の把握を議会運営委員会が行うこと、第8条の公表等においては指導、助言、注意、その他必要な措置を講じて、議員の氏名その他の公表をすること、第9条では議長の職務代行を、第10条では被害者等のプライバシーの保護を、第11条で委任を規定しております。

そして、附則において、施行期日を公布の日からとし、さらに検討として、施行後3年以内において必要な措置を講ずるとしております。

どうぞ趣旨ご理解の上、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第1号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 日程第４、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、議案第１号から議案第４号までの計４議案があります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。本日、令和７年会津美里町議会定例会１月会議を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます議案４件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第１号は、会津美里町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、児童扶養手当法施行令の一部改正により所得制限の限度額が緩和されたことに伴い、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部が改正されたため、所要の改正をするものであります。

次の議案第２号は、令和６年度会津美里町一般会計補正予算（第11号）であります。普通交付税の再算定に伴う追加交付及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援事業並びに豪雨災害により被災した林道の災害復旧工事等に伴い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億4,851万円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億9,514万9,000円とするものであります。

次の議案第３号は、令和６年度会津美里町水道事業会計補正予算（第３号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の予定額を2,000万円増額し、収益的収入合計で４億8,023万円とし、収

益的支出の予定額を2,000万円増額し、収益的支出合計で4億7,538万円とするものであります。また、資本的収入の予定額を1,457万4,000円増額し、資本的収入合計で1億2,805万9,000円とし、資本的支出の予定額を2,200万円増額し、資本的支出合計で2億5,614万1,000円とするものであります。また、債務負担行為を設定するものであります。水道事業ビジョン及び経営戦略策定業務委託について、期間を令和7年度とし、限度額を定めるものであります。

次の議案第4号は、令和6年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第3号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の予定額を1,818万2,000円増額し、収益的収入合計で5億9,324万9,000円とし、収益的支出の予定額を2,000万円増額し、収益的支出合計で5億9,775万3,000円とするものであります。また、債務負担行為を設定するものであります。下水道事業等経営戦略策定業務委託について、期間を令和7年度とし、限度額を定めるものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議案第1号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第5、議案第1号 会津美里町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課主幹、福田富美代君。

〔健康ふくし課主幹（福田富美代君）登壇〕

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 議案第1号 会津美里町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページ、提出案件資料1ページ上段、提出案件参考資料1ページを御覧願います。本案は、児童扶養手当施行令の一部改正により児童扶養手当の支給要件であります所得制限が緩和されたことに伴い、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部が改正されたことから、所要の改正をするものであります。

改正の内容であります、第3条第3項第4号中の「及び地方税法第34条第1項第8号に規定する控除」を削ることにつきましては、地方税法第34条に規定する所得控除のうちひとり親家庭の親が父であるとき、同条第1項第8号に規定の寡夫控除額について、母のときと同様の取扱いをし、父の所得を算出するとしておりましたが、令和2年分所得申告からひとり親控除が創設されたことによりまして、子どもを扶養している父も一定の所得内であれば控除が適用されることから、このたび県要綱において文言整理を行ったものであり、本条例においても同様に削除するものであります。

また、「令第2条の4第2項及び第8項」を「令第2条の4第2項第1号及び第7項」に改めることにつきましては、医療費助成の条件であります受給者本人の所得制限の限度額並びに住所を同じく

する扶養義務者の所得制限の限度額について、児童扶養手当支給の所得基準額を準用していることから、令和6年11月1日施行児童扶養手当施行令の改正に伴い、令和6年12月3日に施行されました福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の改正と同様に改めるものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和6年11月1日から適用することとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可します。質疑はありませんか。

9番、渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 2番目の施行期日なのですが、公布の日から施行し、11月1日から適用すると、遡及しているわけですが、これは通知とか何かが遅れて来たのか、それともともと分かっていて今になったのか、どちらなのかちょっと教えていただきたい。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 今ほどの質問にお答えいたします。

児童扶養手当施行令の改正につきましては、11月1日に国から通知はございました。しかしながら、そのとき県の補助金要綱に準じて町のひとり親助成事業を行っておるため、県のほうに確認したところ、県のほうの要綱の整備中だということがございましたので、県が12月3日施行、さらには11月1日に遡って適用するというような要綱改正の通知が12月4日にあったものでございます。それによりまして、町のほうで今回の上程に至ったところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今そうしますと、12月には既に分かっているのですよね、これ。県のほうの。そのとき出すべきだったのではないですか。今になって、これ施行と適用は遡及するから、不利益を被らないようになっていきますけれども、当然県のほうで決まったらすれば、それを準用して12月に提出すべきだったと、私はそう思いますが、いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 今ほどの再度のおたかしであります。確かにそれに情報を、町の情報に関連するところをアンテナを張ってしっかりやるべきだったと思われます。しかしながら、大変今回遅れて1月上程となりましたが、今後についてもその辺も情報をしっかり把握しながら事務のほうを執っていきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） これ毎回そうなのです。今後においても、今後においても。前回は遡及するというのは、それは不利益を被らないようにやるので、遡及はしますけれども、県とか何か

が準じてなったらば、ここは定例会方式でなく通年議会ですから、やはりそこはしっかりと守った上でやっていただきたい。要望だけ申し上げます。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第2号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第6、議案第2号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長に説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

〔政策財政課長（渡部雄二君）登壇〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第2号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第11号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして提出案件資料2ページから9ページを御覧願います。なお、今回の補正の概要でございますが、普通交付税の再算定に伴う追加交付及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

を活用した支援事業並びに林道災害復旧工事費等の補正を行うものであります。なお、支援事業につきましては、事業の概要を提出案件参考資料として添付させていただいたところでございます。

それでは、予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,851万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億9,514万9,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為につきまして追加及び変更の補正を、第3条は、地方債につきまして追加の補正をするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、第2表、債務負担行為補正でございます。こちらはいわゆるゼロ債務負担行為でございまして、新年度、令和7年度に実施する改修工事や業務委託等に対して債務負担行為を設定することで入札、契約等の手続を現年度、6年度中に行い、早期に事業を完成させるものでございます。街路灯更新事業から旧赤沢分館及び旧赤沢幼稚園解体事業につきましては、期間及び限度額をそれぞれ記載のとおりを設定するものでございます。次のページを御覧ください。窓口業務委託事業につきましては、人件費単価上昇に伴う改定及び窓口申請受付業務の追加設定を行うため、限度額を記載のとおりに変更するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、第3表、地方債補正でございます。林道災害復旧事業につきまして、令和6年8月6日から7日にかけ発生した豪雨災害により被災した林道大滝線及び林道松倉川線の災害復旧事業費を補正することに伴い、新たに追加するものでございます。

次に、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、各課の補正内容につきましては提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみご説明いたします。3ページをお開きください。歳入でございます。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税1億4,419万9,000円の増額につきましては、普通交付税でございまして、国の補正予算に伴う追加交付により増額するものでございます。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金7,346万3,000円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございまして、低所得者世帯への支援事業に伴い増額するものでございます。

続いて、5目土木費国庫補助金2,464万円の増額につきましては、交通安全対策補助金でございまして、町道1200号線歩道整備事業において、子どもの安全な通学路確保に向けた道路交通環境の整備推進のため増額するものでございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金630万円の増額につきましては、物価高騰対応低所得世帯緊急支援事業補助金でございまして、低所得者世帯への支援事業に伴い増額するものでございます。

続いて、9目災害復旧費県補助金1,169万8,000円の増額につきましては、現年林道施設災害復旧事業費補助金でございまして、地方債でもご説明いたしましたが、林道大滝線及び林道松倉川線の災害

復旧事業に伴い新たに追加するものでございます。

次に、17款寄附金、1項寄附金、2目ふるさと納税寄附金324万2,000円の増額につきましては、令和6年12月31日までに寄せられた寄附金により増額するものでございます。

4ページをお開きください。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億2,063万2,000円の減額につきましては、今回の補正予算における一般財源の調整によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。5ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、3節の時間外勤務手当から、6ページをお開きいただき、18節の住民税非課税世帯物価高騰支援事業給付金までの増額につきましては、低所得者世帯への支援事業として予算措置をするものです。

提出案件資料5ページ、提出案件参考資料2ページを御覧ください。参考資料にてご説明いたします。事業名、総合福祉支援事業（住民税非課税世帯物価高騰支援給付金）であります。事業概要でございますが、特に物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯に対し、現金給付を行うことにより負担軽減を図るものでございます。

支援対象といたしましては、令和6年12月13日現在町内に住所を有し、世帯員全員の令和6年度町民税が非課税である世帯及び世帯員全員の令和6年度町民税が非課税である世帯で、18歳以下の子どもがいる世帯でございます。

支援内容は、1世帯当たり3万6,000円、対象となる子ども1人当たり2万円を支給するものであり、原則世帯主へ支給するものでございます。

事業期間は令和7年1月17日から3月31日まで、事業費といたしましては7,976万3,000円を計上するものでございます。

予算書に戻りまして、6ページを御覧ください。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費4,100万円の増額につきましては、14節の道路改良工事でございます。歳入でもご説明いたしましたが、町道12009号線歩道整備事業に伴い増額するものでございます。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目現年林道施設災害復旧費2,479万8,000円の増額につきましては、歳入でもご説明しましたが、林道大滝線及び林道松倉川線の災害復旧事業に伴い増額するものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時29分）

再 開 （午前10時29分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

○政策財政課長（渡部雄二君） 申し訳ございません。歳入の説明のところで、3ページになります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金のところで、12009号線というところを私1200、9がちょっとうまく説明しなかったということでございますので、12009号線ということで了解していただきたいと思います。

以上でございます。大変失礼いたしました。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

8番、星次君。

○8番（星 次君） 債務負担行為についての内容の部分ですが、火の見やぐらの解体及びホース乾燥塔の設置事業の債務負担でお聞きいたします。

この提案の理由の中で劣化した火の見やぐらを早期に解体するというふうになっていますが、債務負担行為までする前になぜ気がつかなかったのか、劣化状況はどの時点で劣化というふうに判断したのか、その辺も内容的に分からないので、今まで令和6年、5年あたりで一般会計でできなかったのか、その辺を伺います。それと、場所についてどこなのか、その辺も併せてお願いします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、平山正孝君。

○総務課長（平山正孝君） 火の見やぐら及びホース乾燥塔の事業の債務負担行為という部分でございますが、場所につきましては荻窪地区と思っております。ちょっと手元に詳細な資料持っておりますので、あれですけれども、地区のほうとの協議がまとまりまして、要望は以前からあったのですが、調整等がございまして、事業のほうができるようになりました。確かに若干のさび等老朽化が進んできているということもございますので、早めに工事等を実施することが望ましいだろうということで、このたび債務負担を設定して早急に対応するというところで計上させていただいたところでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 場所は分かりました。それで、その火の見やぐらについて、分団のほうから前から要望があつてなったのか、それとも12月頃そういうふうな要望があつたのか、その辺の詳しい、もう少し内容的にお願いします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 分団のほうからの要望があつたのは6年度で記憶しております。6年度の当初予算のほうに計上する予定ではあつたのですが、地区のほうとの協議等がありまして至らなかったという部分でございます。消防のほうからの要望等は5年度にあつたという記憶をしております。

○議長（大竹 惣君） 総務課長、最初6年度と言ったのですけれども、今5年度という、どちらが正しいでしょうか。

○総務課長（平山正孝君） 申し訳ございません。6年度ではなく5年度です。5年度の要望として捉えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 最後ですので、町は各分団の、各班の火の見やぐらとかホース乾燥塔、必ず把握していると思うのですが、その把握が十分に至っていないというふうに私は判断しているのです。だから、債務負担行為までして、劣化して危険だからというふうになってしまうのであって、その辺の常日頃の点検、それから管理、その辺をもう少しやってほしいなというふうに考えるのですが、課長の考えちょっとお願いします。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 議員のおただしもっともだと思います。まず、分団のほうに要望調査をして、分団のほうと確認を取って、火の見やぐら等の解体を順次進めてきているところでございます。今回の債務負担につきましては、早めに対応したほうがいいのではないかとということで計上させていただいたところでございます。今後、火の見やぐら等まだ設置している箇所については、消防団のほうとも連携をうまく密にして、状況を確認しつつ、速やかな対応ができるように進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 地区との調整等もございましてというふうに答弁させていただきましたが、詳細のほう今手元のほうにちょっとないので、休憩させていただいて、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時35分）

再 開 （午前10時37分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 地区との協議という点につきましては、火の見やぐらのほうに防災行政無線のスピーカー、あと地区の放送設備、あと防犯灯等が設置されていたということで、そちらのほうの調整をして、調整が整ったということで今回上げさせていただいたということでございます。早急に危険性があるというものではないという形で今確認はしたところでございます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 総務課長、もう一度お願いします。

○総務課長（平山正孝君） 早急な危険性はないですが、劣化はしているということは間違いないので、ちょっと表現の仕方が、申し訳ございませんでした。

○議長（大竹 惣君） 2番、小柴葉月君。

○2番（小柴葉月君） 私も債務負担行為のところでは1点で、窓口業務委託事業についてです。人件費単価上昇に伴う改正及び窓口申請受付業務の追加設定とありますが、まず人件費単価上昇によって幾ら増なのか、窓口申請業務の追加設定により幾ら増なのか、また窓口申請受付業務の追加設定とは具体的に何なのか教えてください。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 窓口業務委託の債務負担行為の変更についてでございますが、まず業務については、申し訳ありません、詳細ちょっと持ってきておりませんが、5業務程度の新たな追加を予定しているということでございます。

あと、人件費、詳細については、業務が増えた分で幾らという部分については詳細な設計はちょっとしておりませんので、あれですけれども、人件費につきましてはおおむね600万程度の増を見込んでおります。委託職員については10.5、パートさんであれば0.5という換算をしておりますので、10.5人分の増加、1年分の増加分、あとそれに伴う委託に係る管理経費という部分で130万程度の増を見込んだところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 分かりました。5業務プラスで、その業務5個分詳細分からないということですから、つまり人数は増えないけれども、その一人一人の働く時間が増えるということですか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 時間が増えるということではない、あくまで勤務時間というのは皆さん同じで、例えば職員であれば8時半から5時15分までというふうな形、その勤務内。委託業者さんのほうでどの程度の勤務時間の割り振りをしているかという部分になってまいります。人数について、1業務について幾らという考えよりも、1人を雇用するに当たって幾ら必要になるかという部分の積算になってくるものと考えております。

○議長（大竹 惣君） 小柴議員。

○2番（小柴葉月君） 積算の方法もよく分かりましたが、何で私こんなことを聞いたかという、令和6年からレジが導入されたりとか、あとはコンビニ交付が始まって、それを全面的に町で宣伝し始まったりとかしている中で、逆に窓口業務の軽減という視点もあるのではないのかなと思っていて、実際にどうなっているか私は現状知らないですけれども、増えるだけではなくて、令和6年からプラスされた事業によって軽減された部分というのとも考えられると思うのですが、その視点からは特に見直しはなかったということではよろしいでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） 住民票の交付や印鑑証明の交付、コンビニ交付実際に行われております。細かい数字的なものは持っておりませんが、窓口に来られる方まだまだやはり多くいらっしゃいます。

あと、今現在窓口業務委託として行っているものについては、本庁舎においては証明業務がメインになっております。さらに、新たな今後やっていかなければならないものということで、申請業務等も幅広く窓口業務として広げていきたいというふうに考えているところでございますので、コンビニ交付等で利用者の方がそちらのほうに流れて、多くの方が、ほとんどの方が流れていけば、そういった業務の部分については減っていくものと考えておりますが、申請業務についてはコンビニ等で行えるというものではないものですから、新たに増やしていく内容として考えている中身でございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第3号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第7、議案第3号 令和6年度会津美里町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、議案第3号 令和6年度会津美里町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

提出案件資料10ページです。それでは、補正予算書にて説明いたします。表紙を御覧ください。本件は、まず第2条として、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を2,000万円増額し、4億8,023万円とし、収益的支出の予定額を2,000万円増額し、4億7,538万円とするものです。

予算内訳書によりご説明いたします。11ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入であります。1款水道事業収益、2項営業外収益、5目補助金で2,000万円の増額は、令和6年度国補正分として配分されたことにより、上下水道一体効率化・基盤強化推進事業補助金を増額するものでございます。

12ページを御覧ください。次に、支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費の委託料2,000万円の増額は、令和6年度国補正分として上下水道一体効率化・基盤強化推進事業補助金が配分されたことにより、対象事業である上下水道施設運転維持管理に係る官民連携等調査業務委託料を増額するものでございます。

13ページを御覧ください。次に、資本的収入であります。1款資本的収入、1項企業債、1目企業債の740万円の増額は、令和6年度国補正分として配分されたことにより増額するものです。

3項補助金、2目国庫補助金の717万4,000円の増額は、防災安全交付金（水道管路緊急改善対策事業）、令和6年度国補正分として配分されたことにより増額するものです。

14ページを御覧ください。次に、資本的支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費の委託料2,200万円の増額は、令和6年度国補正分として配分されたことにより、防災安全交付金対象の事業である老朽管更新事業配水管布設替え工事設計業務委託料の予算措置をするものでございます。

表紙に戻りますが、これに伴い、第3条として、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,065万6,000円を1億2,808万2,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,281万円を1,422万5,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金1億784万6,000円を1億1,385万7,000円に改め、資本的収入の予定額を1,457万4,000円増額し、1億2,805万9,000円とし、表紙の裏になりますが、資本的支出の予定額を2,200万円増額し、2億5,614万1,000円とするものです。

第4条として、予算第5条に定めた債務負担行為に次の事項、水道事業ビジョン及び経営戦略策定業務委託について、期間を令和7年度、限度額を1,250万円と加えるものでございます。

第5条として、予算第6条に定めた企業債の限度額を740万円増額し、8,760万円とするものです。

次に、補正予算を行う事業の具体的内容につきましてご説明いたします。まず、上下水道施設運転維持管理に係る官民連携等調査事業についてでございます。会津美里町上下水道施設の運転維持管理業務は、直営と一部民間委託により業務を行っております。本事業は、今後の人口減少社会の本格

的到来を見据え、社会基盤の重要インフラである上下水道事業を持続的に維持するため、現状及び将来の経営状況を踏まえた最適な施設運営方式を構築するための一手法として、民間活力の導入や他事業体との広域連携の可能性を上下水道一体効率化・基盤強化推進事業、官民連携等調査事業補助金を活用して市場調査導入検討をする事業でございます。

まず、民間活力の導入に関しては、上下水道施設の建設、増改築、維持管理や運営等を行政と民間が連携して行う上で、民間の創意工夫等を活用することで運営の効率化を図っていくことを目的いたします。また、そのためには長期にわたり継続的に施設運営等業務を行うことができ、かつ参入希望がある企業があるかの市場調査を実施してまいります。

次に、広域連携の可能性ですが、民間への施設運営業務を委託するに当たり、他事業体との共同発注により実施の可能性調査を行うものでございます。

次の老朽管更新事業につきましては、事業の進捗を図るため、新たな地区の配水管布設替え工事の設計を行うもので、延長約4,000メートルを予定してございます。

次の債務負担行為を設定する水道事業ビジョン及び経営戦略策定業務につきましては、まず初めに水道事業は安定した良質な水道水を供給し、衛生的で快適な生活環境を実現するなど、町民生活や社会活動を支える重要な役割を担っており、本町の水道事業につきましても、町民の快適な生活を支えていくため、将来にわたって安定的、持続的なサービスを継続していくことが求められているところでございます。しかしながら、人口減少に伴う料金収入の減少や近年の物価高騰による影響もあり、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増すことが予測され、かつ高度経済成長期以降に急速に整備された社会資本が大量に更新時期を迎え、中長期的には設備の老朽化により更新投資の需要が高まることなど、様々な課題を抱えているのが現状でございます。こうした現状の課題を分析し、今後の本町水道事業の進むべき方向性と目指すべき将来像を明らかにしていくこと、将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な財政計画として、水道事業ビジョン及び水道事業経営戦略を策定しております。今回の債務負担行為の設定につきましては、令和9年度からの新たなビジョン策定の委託を行いまして、その中に経営戦略の内容と水道料金改定に関する事項を加えるものとなっており、事業完了までの委託期間を10か月ほど要することから、令和7年4月から早期に着手し、年度内の完了を目指すものでございます。

また、水道事業ビジョンの策定につきましては、議会基本条例第8条第2号に規定する議決事件となっておりますので、令和8年度中の議会の中でご説明を申し上げます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

3番、荒川佳一君。

○3番（荒川佳一君） 1点だけ確認させてください。

4 ページ、令和 6 年度の会津美里町水道事業会計補正予算の実施計画なのですけれども、その中の 1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目の配水管の布設、改良工事に係る経費の 2,200 万円の増額について、どの部分の老朽管の更新ですか。それと、委託料になっているのですけれども、新たな場所ということで、どの場所なのか確認します。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

今回の委託延長は約 4,000 メーターを予定してございます。通称 1 号線から竹原橋まで 2,279 メートル、下中川地区全体でございまして、1,761 メーター、計で 4,040 メーターを予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3 番（荒川佳一君） これ今回の 1 月補正に上げているところなのですけれども、1 月、2 月、3 月ということで 3 か月間になるのですが、1 月にした理由は何かお願いします。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

今回の補正におきましては、国の補助金が入ってございます。国の補助金の内示が 12 月にあったところでございまして、早急に予算化する必要があつて、補助金の交付申請をする必要があつたために今の予算計上となった次第でございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 荒川議員。

○3 番（荒川佳一君） これ平成 30 年に計画した町の水道事業ビジョンがあるのですが、その中の事業と関連して計画の中で進めているのか、その辺を最後に確認したいと思います。今の水道事業として、なお水道事業のビジョンとして位置づけは十分考慮してあると思うのですが、その点計画にのってやっているのかどうかの確認を最後にお願いします。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

水道ビジョンにおきましても、今後安定した水の供給を図ることを目的としてございまして、当然今現在の老朽管におきましては石綿管の更新をしているところでございます。石綿管を更新することにより、水道ビジョンとの計画はマッチしているということで捉えておるところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第4号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第8、議案第4号 令和6年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、議案第4号 令和6年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

提出案件資料11ページです。それでは、補正予算書で説明をいたします。表紙を御覧ください。本件は、まず第2条として、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を1,818万2,000円増額し、収益的収入合計で5億9,324万9,000円とし、収益的支出の予定額を2,000万円増額し、収益的支出合計で5億9,775万3,000円とするものです。

予算内訳書によりご説明いたします。10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入であります。1 款公共下水道事業収益、2 項営業外収益、2 目他会計補助金の一般会計補助金で181万8,000円の減額は、国庫補助金増額によるものでございます。

3 目補助金の国庫補助金で2,000万円の増額は、令和6年度国補正分として配分されたことによる上

下水道一体効率化・基盤強化推進事業補助金を増額するものでございます。

11ページを御覧ください。次に、支出でございます。1款公共下水道事業費用、1項営業費用、2目処理場費の委託料で2,000万円の増額は、令和6年度国補正分として上下水道一体効率化・基盤強化推進事業補助金が配分されたことにより、対象事業である上下水道施設運転維持管理に係る官民連携等調査委託料を増額するものです。

次に、第3条として、予算第9条を予算第10条とし、予算第5条から予算第8条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に債務負担行為を定める第5条に下水道事業等経営戦略策定業務委託について、期間を令和7年度、限度額を610万円と加えるものでございます。

次に、第4条として、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額1億8,671万5,000円を1億8,489万7,000円に改めるものでございます。

次に、補正予算を行う具体的な内容についてご説明いたします。まず、上下水道施設運転維持管理に係る官民連携等調査事業につきましては、先ほど説明をいたしました水道事業と同様でございますので、割愛をさせていただきます。

次の債務負担行為を設定する経営戦略策定につきましては、本町の下水道事業は生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、市街地を中心に整備を進め、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別合併処理浄化槽事業は事業が完了し、適正な維持管理に努めており、これからも町民の快適な生活を支えていくため、将来にわたって安定的、持続的なサービスを継続していくことが求められているところでございます。しかしながら、人口減少に伴う料金収入の減少等や近年の物価高騰による影響もあり、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増すことが予想され、さらに中長期的な設備の老朽化により更新投資の需要が高まることなど、様々な課題を抱えているのが現状でございます。こうした現状に対応し、将来にわたって安定的に事業を継続するために、公共下水道事業経営戦略、特定環境保全公共下水道事業経営戦略、農業集落排水事業経営戦略、特定地域生活排水処理事業経営戦略を策定してございます。今回の債務負担行為の設定につきましては、令和8年度からの新たな経営戦略の策定委託を行いまして、現状の経営戦略の見直しを図り、料金改定の抜本的改革、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、実効性のある内容とするものであり、水道事業ビジョン及び経営戦略と併せ、令和7年4月から早期着手し、年度内の完了を目指すものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） 確認なのですが、ちょっと教えていただきたいと思います。

予算書の第3条、条文の追加、予算第9条を第10条としとなっていますが、一番末尾の予算の条文は第9条だったのか、ここを確認したいと思います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 第9条を今回追加したものにより条ずれを起こした関係で、第8条までを……

〔何事か言う人あり〕

○建設水道課長（加藤定行君） そのとおりでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 我々間違うから、今聞いたのです。了解しました。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙

○議長（大竹 惣君） 日程第9、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を行います。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員である山内豪議員より1月7日付で辞職願が提出され、これを許可いたしましたので、後任者を定めるための選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 （午前11時07分）

再 開 （午前11時08分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員として、お手元に配付した名簿のとおり、新たに小島裕子君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小島裕子君が当選されました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本定例会1月会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和7年会津美里町議会定例会1月会議を散会いたします。

散 会 （午前11時09分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年 月 日

議 長 大 竹 惣

議 員 横 山 知 世 志

議 員 横 山 義 博